

2023年9月14日

各 位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号：3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

株主による議決権付与差止仮処分命令申立てに関するお知らせ

当社は、2023年8月28日付「基準日後株主に対する議決権付与に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日開催の取締役会において、基準日後の株主に対して議決権を付与すること（以下「本件議決権付与」といいます。）を決議いたしました。しかし、当社株主より、2023年9月12日付で、基準日後に第三者割当により新株式を取得した株主に対する議決権付与に関し、議決権行使禁止等仮処分命令申立て（以下「本申立て」といいます。）を受けたことを、本日確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、2023年9月5日付「株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同株主より、本申立てとは別に、当社の第21回新株予約権を2023年7月1日から同年9月1日までの間に行使した当社株主に対する議決権付与に関し、議決権行使禁止等仮処分命令申立てを受けておりましたが、本日付「（開示事項の経過）株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立却下決定に関するお知らせ」でお知らせしました通り、当社の主張が認められ却下の決定がされていますことを合わせてお知らせいたします。

記

1. 本申立てがなされた裁判所および年月日

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 申立てされた裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 申立てされた日 | 2023年9月12日 |
| (3) 当社への申立書送達日 | 2023年9月13日 |

2. 本申立てに至った経緯

本件株主は、本件議決権付与は、必要性・合理的理由があったとはいえ、現経営陣の支配権の維持を目的として行われたものであり、また、本件議決権付与がなされた状況で行われる取締役選任議案の決議は、著しく不公正なものであって、取消の対象となると主張して、基準日後に第三者割当により新株式を取得した株主に対する議決権付与の差止めと行使の禁止を趣旨とした本申立てを行っております。

3. 本申立てを起こした者

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 名称 | 公益財団法人こどもの未来創造基金 |
| (2) 住所 | 東京都渋谷区神南1丁目13-3 ARK神南2D |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表理事 佐藤悠大 |

(4) 所有株式数 2,984,000 (持株比率 8.20%) (2023年9月1日時点)

4. 本申立ての趣旨

(1) 当社が、株式会社ブイ・シー・エヌ、渡邊秀和、アークホールディングス株式会社、株式会社いつくしに対し、2023年8月28日開催の当社取締役会で決議された株式発行により発行された各株式について、2023年9月28日午前10時開催の当社の定時株主総会における議決権を付与することを仮に差し止めるもの。

(2)

- ① 当社は、株式会社ブイ・シー・エヌ、渡邊秀和、アークホールディングス株式会社、株式会社いつくしに対し、2023年8月28日開催の当社取締役会で決議された株式発行により発行された各株式について、2023年9月28日午前10時開催の当社の定時株主総会においてその議決権の行使を許してはならない。
- ② 株式会社ブイ・シー・エヌは、2023年8月28日開催の当社取締役会で決議された株式発行により発行された各株式について、2023年9月28日午前10時開催の当社の定時株主総会においてその議決権の行使をしてはならない。
- ③ 渡邊秀和は、2023年8月28日開催の当社取締役会で決議された株式発行により発行された各株式について、2023年9月28日午前10時開催の当社の定時株主総会においてその議決権の行使をしてはならない。
- ④ アークホールディングス株式会社は、2023年8月28日開催の当社取締役会で決議された株式発行により発行された各株式について、2023年9月28日午前10時開催の当社の定時株主総会においてその議決権の行使をしてはならない。
- ⑤ 株式会社いつくしは、2023年8月28日開催の当社取締役会で決議された株式発行により発行された各株式について、2023年9月28日午前10時開催の当社の定時株主総会においてその議決権の行使をしてはならない。

(3) 申立費用は当社の負担とする。

5. 今後の見通し

現在、当社は経営再建の途上にあり、特設注意市場銘柄の指定解除に向け内部管理体制の改善、債務超過解消による上場廃止懸念を解消することが喫緊の課題であります。しかし、2023年5月30日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」（以下、「前回 DES」といいます。）でお知らせした前回 DES が否決される可能性が高まったため、2023年8月28日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」（以下、「本第三者割当」といいます。）でお知らせしましたとおり、本第三者割当により、借入金の圧縮と資本の増強を行うことについて決議しております。

また、本第三者割当の実施にあたり、割当先からの要望を受け、割当先に対して基準日後の議決権付与を行うことについても合意しております。これは、有利発行となる前回 DES から本第三者割当の変更は、当社の逼迫した財務状態を勘案すると必要不可欠なものであるものの、割当先にとっては一方的に不利な変更であることから、本第三者割当の実現にあたり、割当先の要望に応じて、割当先に基準日後の議決権付与を行うことは経営判断として合理的であると判断したことによるものであります。

この点、当社から独立した専門家である第三者からも、下記の通り合理性を有するとの意見を
得ております。

(第三者意見の概要)

会社法 124 条 4 項で会社が株主総会の基準日後に株式を取得した者の全部又は一部について、
議決権を付与することを認められており、同項ただし書では、「当該株式の基準日株主の権利を
害することができない。」と規定しているが、『当該』株式の基準日株主」とあるように、これ
は基準日後に株式譲渡が行われた場合の譲渡人等を指しており、新株発行の引受や新株予約権
の行使により取得（原始取得）した株式の場合、基準日株主は存在しないため、これには該当し
ない。そのため、公開会社では、発行可能株式総数の範囲内で取締役会に発行権限が授権され、
既存株主の議決権比率維持の利益は、不公正発行がとられた場合に問題となるに過ぎない。
債権者らの立場として、当該変更案を受け容れるに当たり、対象会社（注：当社）に対し、本総
会において議決権行使が可能となるよう要請する、すなわち、本総会前迄の手續の完了および議
決権付与を要請することには合理性が認められるし、法がこれを認めている以上、十分に想定し
得ることもである。そして、時価 DES の実現のため、対象会社（注：当社）が当該要請に応じる
こともまた、取締役の経営判断として合理性を有するとの評価が妥当と考える。

申立人は、本件議決権付与は、必要性・合理的理由があったとはいえ、現経営陣の支配権の
維持を目的として行われたものであり、また、本議決権付与がなされた状況で行われる取締役選
任議案の決議は、著しく不公正なものであって、取消の対象となると主張して、当社に対して本
申立てを行っておりますが、そもそも、現時点において、現経営陣の支配権の維持を画策するよ
うな経営権争いは生じておりません。

本件議決権付与は、現経営陣の支配権維持が目的ではなく、本第三者割当の実施にあたり、割
当先からの要望を受け、割当先に対して基準日後の議決権付与を行うことについても合意して
おります。これは、有利発行となる前回 DES から本第三者割当の変更は、当社の逼迫した財務状
態を勘案すると必要不可欠なものであるものの、割当先にとっては一方的に不利な変更である
ことから、本第三者割当の実現にあたり、割当先の要望に応じて、割当先に基準日後の議決権付
与を行うことは経営判断として合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当につきましては、2023 年 9 月 5 日付「株主による新株発行差止仮処分命
令申立てに関するお知らせ」および、同年 9 月 7 日付「(開示事項の経過) 株主による新株発行
差止仮処分命令申立て却下決定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、本件株主より、本
第三者割当について新株発行差止仮処分命令申立てを受けておりましたが、東京地方裁判所は、
継続一貫して、資金調達等の目的・必要性があり、本第三者割当に資金調達等の目的があるこ
とは明らかというべきであるし、2024 年 6 月期末までに債務超過状態の解消ができなければ、上
場を維持できないこと等に照らすと、その資金調達等の必要性、緊急性は高いとし、本第三者割
当の主要な目的を、支配権維持、確保にあると推認することは困難であるとし、また、本
第三者割当に応じる貸付金の債権者に対する議決権付与についても、本第三者割当では、ディス
カウントを受けられないため、貸付金の債権者が本第三者割当を引き受けるには、議決権付与を
伴う新株発行を求めることは自然かつ合理的であるとし、その結果、本第三者割当は、そ
の主要な目的が資金調達等にあると認められ、現経営陣の支配権維持を主要な目的とする著し
く不公正な方法による新株発行にあたるということとはできないとし、本申立てを却下する旨の
決定を行いました。その決定を受け、2023 年 9 月 13 日付「第三者割当による新株式の発行（現

物出資（デット・エクイティ・スワップ）に係る払込完了に関するお知らせ」にてお知らせの通り、本第三者割当は払込が完了し、新株式が発行されております。

一方、第21回新株予約権に関する基準日後の議決権付与および行使につきましては、本日付「（開示事項の経過）株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立却下決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東京地方裁判所は、会社法124条4項の趣旨に照らせば、基準日後株主の議決権行使は同項に違反するものではないし、議決権付与に係る会社の裁量を逸脱したとして違法とされるものではないとしました。また、本件議決権付与が現経営陣の支配権維持を目的とするものであるとは認められず、基準日後の議決権付与による議決権行使がされても株主総会の決議の方法が著しく不公正になるものとはいえず、取締役による違法な職務執行行為にも当たらないとし、本申立てを却下する旨の決定を行っております。

当社といたしましては、法的にも何ら問題がない旨の当社とは独立した第三者意見を入手していることから、基準日後に第三者割当により新株式を取得した株主に対して議決権を付与し、直近の株主意思を反映することができる定時株主総会を予定通り開催する所存であります。

以 上